

## ○子育て世代定住促進交付金交付要綱

平成23年3月23日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の転入と本市への定住促進を図るため、予算の範囲内で子育て世代定住促進交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に自ら所有する住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 持家住宅 専ら住居の用に供する又は居宅と店舗を併用する一戸建ての建物（当該店舗面積部分が居宅となる建物の面積の2分の1未満のもの）で、市内に自ら居住するためのものをいう。
- (3) 新築住宅 持家住宅のうち、建物の新築工事が完了してから1年以内のものであって、かつ、人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (4) 中古住宅 新築住宅の条件に適合しない持家住宅をいう。
- (5) 貸家等 市内に所在する貸家、アパート、社宅（社員寮を含む。）又は公営住宅をいう。
- (6) 子育て世帯 満15歳以下の子どもを養育している世帯又は妊娠中の女性がいる世帯をいう。
- (7) 若者世帯 夫、妻ともに満45歳以下の法律上婚姻関係にある夫婦がいる世帯をいう。
- (8) 移住世帯 夫婦のいずれもが市内に在住したことがなく、住宅取得後に初めて転入する子育て世帯をいう。
- (9) 貸家世帯 夫婦のいずれかが継続して市外に3年以上在住した後、貸家等に転入してから5年未満の子育て世帯をいう。
- (10) Uターン世帯 夫婦のいずれかが市内に在住したことがあり、かつ、申請時に市外に継続して3年以上居住している者で、これから転入する子育て世帯をいう。

2 前項に規定する年数及び年齢は、第6条に規定する申請書の申請日時点とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子育て世帯又は若者世帯であること。
- (2) 移住世帯、貸家世帯又はUターン世帯のいずれかに該当すること。
- (3) 取得した持家住宅（中古住宅にあっては、持家住宅及び当該敷地いずれも）の2分の1以上の所有権を有すること。
- (4) 世帯員に市税の滞納がないこと。
- (5) 南陽市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(交付対象事業)

第3条の2 交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 定住することを目的として持家住宅を取得すること（中古住宅にあっては、住宅及び当該敷地の購入費用が500万円以上のものに限る。）。
- (2) 持家住宅を取得するために工事請負又は売買契約を締結すること。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は交付金の交付対象としない。

- (1) 当該持家住宅を対象とした、他の補助金、利子補給事業等を利用する場合
- (2) 公共事業での建物移転補償により持家住宅を取得する場合
- (3) 持家住宅の新築工事（売買）契約後に申請した場合
- (4) 持家住宅の所有者となる者又はこの者の2親等以内の者の建替えに伴い、持家住宅を取得する場合

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て世代定住促進交付金交付申請書（様式第1号）及び住宅概要書・収支予算書（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1号の3）
- (2) 持家住宅の新築工事又は購入に係る見積書の写し
- (3) 持家住宅の位置図及び住宅全体の平面図

- (4) 工事着工前の建築現場の写真（購入の場合は、当該住宅の写真）
- (5) 住民票の謄本
- (6) 申請者の世帯のうち、市長が指定する者の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、子育て世代定住促進交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、変更又は取下げする場合は、子育て世代定住促進交付金事業変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、子育て世代定住促進交付金事業変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、持家住宅を取得し、転入又は転居を届け出た日から1月を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、子育て世代定住促進交付金事業実績報告書（様式第5号）及び住宅概要書・収支精算書（様式第5号の2）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 持家住宅の新築工事の契約書又は購入に係る売買契約書の写し
- (2) 持家住宅の不動産登記事項証明書（中古住宅で土地を購入した場合は、当該持家住宅の敷地のものも含む。）
- (3) 住民票の謄本
- (4) 持家住宅の引渡し後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付金の確定）

第10条 市長は、前条の提出があったときは、交付金の額を確定し、交付決定者に対し子育て世代定住促進交付金の額の確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受領したときは、子育て世代定住促進交付金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び交付金交付の条件に違反したとき。
- (2) 持家住宅に定住を開始した日から起算して5年以内に転居し、若しくは転出したとき、又は当該持家住宅の所有権を第三者に移転したとき(災害、相続その他やむをえない事情がある場合を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付金の交付が不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、交付決定者に対して交付金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該交付金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日告示第35号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の子育て応援定住交付金交付要綱規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業に係る契約を締結したものについて適用し、同日前までに契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日告示第46号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の子育て応援定住交付金交付要綱規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業に係る契約を締結したものについて適用し、同日前までに契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日告示第33号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の子育て応援定住交付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業に係る契約を締結したものについて適用し、同日前までに契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第79号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の子育て世代定住促進交付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業に係る契約を締結したものについて適用し、同日前までに契約を締結したものについては、なお従前の例による。

附 則

（略）

別表（第5条関係）

子育て世帯の区分	世帯の種類	交付金の額	
		新築住宅の場合	中古住宅の場合
子育て世帯	移住世帯	100万円	50万円
	貸家世帯又はUターン世帯	50万円	25万円
若者世帯	移住世帯、貸家世帯又はUターン世帯	30万円	15万円